

2022/02/24開催 第2回ICT活用部会・電子申請分科会資料

「電子申請ガイドライン第3版\_20211216」及び「基礎となる考え方」に対する質疑・意見一覧(その1)

No.	20211216版 該当箇所	質疑・意見	ガイドライン案 20220215版			発信者
			採否	該当箇所	事務局回答	
97	GLp45L13～16	「前段の「適切に」の趣旨は、～と考えられる。」 →国交省へ、「「適切に」とはセキュリティ対策と利便性のバランスのもとにということか」と照会をいただき、その趣旨で構わないと返答したが、本記載ぶりでは利便性のためにセキュリティ対策をおろそかにしてもよいように捉えられかねない。 R3.2.1技術的助言3. 末尾にある通り、厳格なセキュリティ対策を講じることは前提であり、L13～L16は削除いただきたい。	○	p43L12とL13の間	ご指摘のとおり修正しました。	国土交通省
98	GLp47L20	通常、アクセスログは定期的に削除されます。この場合の「アクセスログの保存」とは、以下①②のどちらを想定していますか。 ①1年分のログのダウンロードを15年間繰り返して、15年分のログデータを保管し続ける ②申請時点(あるいは一定期間)のログが保存できればよい	—	p45L18	アクセスログの目的はセキュリティ対策であり、書面保存では取寄せ／持出し管理簿が同じ位置付けと考えています。アクセスログの保存年限の検討においては、取寄せ／持出し管理簿の保存年限を踏まえて決めるイメージです。 つまり、②ではありません。取寄せ／持出し管理簿の保存年限が15年であれば①です。	*****